

平成30年度山形県公立高等学校入学者選抜方法に係る取組み

山形県教育庁高校教育課

1 推薦入学者選抜

(1) 志願資格

推薦選抜に志願することができる者は、平成29年3月に県内の中学校又はこれに準ずる県内の学校を卒業する見込みの者のうち、次の条件を満たす者とする。

- ① 職業に関する学科、理数科、体育科、音楽科、情報科、総合学科
 - ア 当該学科を志望する動機及び目的意識が明確・適切であること。
 - イ 当該学科に対する適性、興味及び関心を有すること。
 - ウ 当該高等学校が別に定める出願要件を満たしていること。
 - エ 体育科にあつては、得意運動種目を有すること。
 - オ 音楽科にあつては、得意領域（声楽、器楽）を有すること。

- ② 合格した場合は、入学が確約できる者

(2) 作文、実技検査等

学校や学科が求める生徒像、学科と関係の深い分野についての興味・関心や学習に必要な能力などを推薦入学者選抜の資料にするために、各高校の判断により「作文、実技検査等」を実施する。ただし、体育科及び音楽科の選抜においては、「適性検査」を実施するものとする。

(3) 基礎学力検査

- ① 当該学科の学習に必要と思われる基礎的な学力の状況について確認することを目的として実施する。
- ② 高等学校長は、当検査の結果を、選抜の資料として利用することができる。

2 一般入学者選抜

(1) 学力検査の実施教科の傾斜配点

学校・学科の特色に応じて、受検者が得意とする分野をさらに伸ばせるように、受検者の個性を重視した選抜を行うため、各高校の判断により「学力検査の実施教科の傾斜配点」を実施することができる。

(2) 面接の結果

受検者の目的意識やコミュニケーション能力などの優れた面を積極的に評価するため、各高校の判断により次の方法で面接の結果を選抜の資料とすることができる。

- ① 必要に応じて参考資料とする
各受検者の面接の結果を段階分けや数値化し活用する形でなく、選抜の過程において必要に応じて参考にする。
- ② 全受検者について資料とする
各受検者の面接の結果を段階分けや数値化などの方法により、調査書及び学力検査の成績に基づく選抜資料の補完的資料とする。